

喀痰吸引等研修指導者養成事業（特定の者対象）について

1 喀痰吸引等研修(第三号研修)の概要

別添「喀痰吸引等を行うまでに必要な手続き」をご覧ください。

2 指導者養成事業の概要

指導者養成事業を修了した医師、看護師、保健師又は助産師は、「指導看護師等」となり喀痰吸引等研修(第三号研修)の実地研修において、介護職員等に対し指導することができるようになります。

【指導者養成事業の流れ】

① 受講申込

- ・『指導者養成事業申込者調書』を FAX または郵送にて、奈良県福祉保険部地域包括支援課 (FAX : 0742-26-1015 住所 : 〒630-8501 奈良市登大路 30) あてに提出してください。

↓

② 研修(自己学習)の受講

- ・申込完了後、指導者用マニュアル及び研修用 DVD が送付されますので、自己学習を行ってください。

↓

③ 報告書(アンケート)の提出

- ・自己学習が修了したら、『指導者養成事業報告書(アンケート)』を FAX または郵送にて、奈良県福祉保険部地域包括支援課あてに提出してください。

※アンケートをご提出いただきましたら、実地研修において指導可能となります。

※実地研修の詳細につきましては下記ホームページをご覧ください。

【<https://www.pref.nara.lg.jp/n067/40595.html#jitti>】

↓

④ 修了確認書の交付

- ・報告書(アンケート)の提出が確認されたら、奈良県福祉保険部地域包括支援課より『修了確認書』を交付いたします。

3 実地研修指導料

喀痰吸引等研修(第三号研修)の実地研修において、指導看護師等に就任し、介護職員等に指導いただきましたら、奈良県地域包括支援課より指導料として、修了1件あたり6,400円(実地研修中に行う評価の回数にかかわらず、研修の修了をもって1回とします。)を指導看護師等が所属する事業所へお支払いいたします。(支払い手続きは「奈良県福祉保険部地域包括支援課」が行います。)

【問い合わせ先・申込書等送付先】

〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県福祉保険部 地域包括支援課

TEL:0742-27-8039 FAX:0742-26-1015